

令和3年度 第2回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会議事録
（ ガラス・同製品製造業 ）

- 1 開催日時 令和3年10月5日（火） 13時30分～15時00分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 公益代表 | 恒岡 純子 | 前田 茂樹 | 三好 正人 |
| 労働者代表 | 伊藤 文隆 | 刀根 隆洋 | 中村 敬 |
| 使用者代表 | 大槻 崇 | 別所 浩己 | 村里 充利 |

4 議題

- (1) 金額検討について

5 開 会
(賃金係)

定刻になりましたので、只今から、令和3年度第2回三重県ガラス・同製品製造業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、全員の方が出席いただいております。

従いまして、この部会は、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たし、有効に成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事進行につきまして部会長よろしく願います。

6 議 事

- (1) 金額検討について
(部会長)

いつまでもお暑い中、お集まりいただきまして今日はありがとうございます。第1回目お集まりいただいた時には、コロナ禍の中で第5波が強烈に蔓延しておりまして、どんなふうになるのか2回目できるのかと思っていまして、急速に第5波が消えまして、三重県でもお一人お二人の感染者というような形になっております。おそらくこれで10月11月を超えて

年末になれば第6波が来るのではないかという懸念もありますけれども、小休止の間もマスクはしながら企業活動、社会が動くということはあるがたいことだなというふうに思っております。そのような中で特定（産業別）最低賃金のガラスの部会長を仰せつかりましたのでよろしくお願ひします。円滑なご審議をよろしくお願ひいたします。

特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより、特定（産業別）最低賃金が必要と認めた業種について設定しているものですので、皆様のイニシアティブ発揮により、全会一致の白丸での結審を迎えたいと思っておりますので、ご議論の程よろしくお願ひいたします。

先日の合同部会においては、予備日を含めて、第4回までの開催日程を決めさせていただいたところですが、出来るだけ早い時期に具体的な数字を出していただいて、合意点を見いだしていければ幸いと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、運営規程第8条に基づきまして本日の議事録署名人を指名させていただきます。

労側 中村委員

使側 村里委員

にお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今日から、議題の金額検討に入っていくわけですが、その前に、事務局からお手元にございます資料の説明をお願ひしたいと思っておりますので室長よろしくお願ひします。

（室長）

はい、それでは私から、前回、第1回合同専門部会の時に配布し、説明をさせていただきましたので、本日の資料はそれにプラスということで簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

① お手元の方に配らせていただいた資料1をご覧くださいますと、「三重県の一般職業紹介状況」で一番新しいものを付けさせていただきました。令和3年8月の状況のものです。

有効求人倍率（季節調整値）については1.27倍で、前月を0.01ポイント上回っております。全国の有効求人倍率は1.14倍で、三重の順位は全国23位であります。県内の雇用情勢はこちらにコメントにありますように、「県内の雇用情勢は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要があります。」とされております。

② 次に、資料2をご覧くださいますと、

「最近の東海財務局管内の経済情勢（令和3年8月）」です。

総括判断は、今回（3年7月判断）で「新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に厳しい状況が残るものの、緩やかに回復しつつ

ある」となっており、総括判断の要点としては、「個人消費は感染症の影響により、サービス消費に弱さがあるものの、コンビニエンスストア販売や百貨店販売では緩やかに持ち直している。生産活動は一部に弱い動きがあるものの、自動車関連産業を中心に回復している。こうしたなか、雇用情勢は弱い動きが続いている。」となっております。

- ③ 次に、資料 3 は、「経済調査月報（2021 年 9 月）」（一般社団法人 中部経済連合会）で、概況を要約しますと、「当地域の景気は、緩やかに持ち直している。」「生産動向は、輸送機械が高水準で推移するとともに、生産用機械、電気機械の生産が緩やかに持ち直していること等から、全体においても増加している。」「需要動向は、個人消費が緩やかに持ち直している。設備投資は概ね横ばいとなっている。住宅投資は下げ止まりの動きがみられ、輸出は、自動車、自動車部品等が前年を上回るなど、増加している。雇用は需給の緩和に引き締まりの動きが見られる。」「先行きについては、景気は緩やかに回復基調をたどるものと考えられる。今後注視すべき点として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の経済の下振れリスクや金融市場の動向、中東・北朝鮮等の地政学リスク、およびバイデン政権下における米国の政策や米中対立の行方等の政治的要因などがあげられる。」とされています。

三重県の景気動向は、「三重県経済は、一部に厳しい状況があるものの、持ち直している。」「生産活動は、一部に弱い動きがみられるものの、全体では持ち直している。」

となっております。

- ④ 次に、資料 4 は、「東海 3 県の金融経済動向（2021 年 9 月）」（日本銀行名古屋支店）で、概況は、「東海 3 県の景気は、持ち直しの動きが一服している。

輸出と生産は足踏み状態となっている。個人消費は、飲食・宿泊サービス等で下押し圧力の強い状態にあるなか、持ち直しの動きが一服している。公共投資は高めの水準で推移している。設備投資は横ばい圏内となっている。住宅投資は持ち直している。

雇用・所得情勢には弱い動きがみられている。消費者物価（除く生鮮食品）は前年を下回っている。

金融環境をみると、東海 3 県の金融機関（国内銀行、信用金庫）の貸出は、前年を下回っている。貸出約定平均金利は引き続き低下傾向にある。

景気の先行きについては、持ち直しの動きに復することが期待されるが、そのペースは緩やかなものにとどまるとみられる。」

となっております。

- ⑤ 資料5は、本年審議をお願いしているガラス・同製品製造業に係る年次別決定状況です。

昨年、1円、率で0.1%アップで金額が901円となったところでございます。

12月21日からの発効となっております。

- ⑥ 資料6は、金額改正の必要性をご審議いただくにあたり、参考人意見聴取をアンケート形式で行い、対象事業場から回答いただいたものです。

- ⑦ 資料7は、平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告文書でございます。

先程、部会長のご発言にもありましたが、「特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格である。」旨が記載されております。

- ⑧ 資料8は、「令和3年最低賃金に関する基礎調査の概要」です。簡単にご説明申し上げます。

本年6月1日を基準日として実施いたしました「令和3年最低賃金に関する基礎調査」の調査概要と調査票、調査区分別の母集団数、調査数及び調査率表、調査集計「総括表(1)、(2)」をつけさせていただいております。

当該調査の目的については、調査の概要1ページ1.の通りでございますが、審議会、専門部会においては、主に影響率、未満率を見ていただく総括表のデータとなる調査でございます。本年度は、5月10日(月)に本省委託業者より、県内1,743事業所あて発送いたしました。

対象事業所内訳といたしましては、特定(産業別)最低賃金対象業種389事業所、それ以外の一般業種1,354事業所、計1,743事業所となっております。6月4日を労働局提出期限としてお願いいたしました。

調査にご協力・ご回答いただきました事業所のうち、事業廃止、労働者雇用なし等対象外事業所を除いた810事業所からご回答を頂戴いたしました。これを点検・調査確認し、集計をしたものでございます。

調査対象事業所業種・規模・また労働者数については、調査の概要の3.4.の通りとなっております。

また、調査項目は、調査概要の5(1)(2)の通りで、3ページに調査票を付けさせていただいております。

4ページに業種別の調査率をお示しする「調査区分母集団数、調査数及び調査率表」をつけております。

当該調査の集計結果につきましては、5ページ以降となっております。文字が細かくて見づらく申し訳ございませんが、総括表(1)は、横列に事業所規模別、年齢階層別の集計となっております。雇用形態別で集計しており、全労働者、一般労働者、パート労働者の順となっております。

総括表（１）の次、17 ページ以降の総括表（２）につきましては、横列に男女別、年齢階層別集計となっております。雇用形態別の集計としているところは「総括表１」と同じでございます。

２表とも縦列一番左の「時間当り所定内賃金額（３手当を除く）」の未満率にあたる現行の最低賃金時間額から１円引いたところを黄色にさせていただいており、就業形態全ての未満率は、ガラスにおきまして0.4%でございました。

集計金額の刻みといたしましては、各産別現行最低賃金時間額を基準といたしまして、10円マイナスから50円プラスまでを重点的に1円刻みで集計してございます。以上でございます。

（部会長）

ありがとうございました。

只今の資料説明について何かご質問等はございませんでしょうか。

膨大な量なので。

別所委員何か。

（別所委員）

すみません。表の見方だけ、ひとつお尋ねしてよろしいでしょうか。ご説明いただいた資料８でございますが、５ページの集計表の左の上で、合計1,847とあるのですが、その前の４ページのところの数は表でいくと何処と対応をしているのかが見えなかったものですから。ちょっとお尋ねをと思ったのですが。

（部会長）

1,953とも違うよね。

（別所委員）

母集団としてはあれやけど、調査数としては、労働者数、ガラスとしては323人になってきて、この1,847というのは何処から、ちょっと悩んだものですから。

（賃金係）

ひとつの要因といたしましては、調査結果表１につきましては、右上に産別適用除外を除くと書かれているとおり、いわゆる17歳以下や65歳以上の労働者の方等は抜いたということで、４ページに載っている母集団数の人数については、適用除外含めた全ての人数になりますので、その除外者を除いた数字が調査結果表１の、産別の適用者にあたる労働者の数字になりますので、数字は少し下がるものとなります。また、４ページに記載されておりますとおり、あくまで一部の抽出したご回答を母集団の1,847に復元という形で、一定の割合で復元、数値を膨らませる形になります。その計算上の都合でずれてしまったのかと思われます。

（別所委員）

４ページで調査数が、労働者数323というのが、1,847に広がってくる

という形なのですね。

(賃金係)

おっしゃるとおりです。

(部会長)

よろしいですか。

(別所委員)

ありがとうございます。

(部会長)

他にはございますでしょうか。

それでは、資料の説明は以上とさせていただきます。

これから金額検討に入りたいと思います。

審議の進め方ですが、従来と同じであればですね、労使が分かれてご検討をいただき、それぞれのお立場を固めていただき、その結果を公益がお聞きするというような形ですが、このように進めさせていただいてよろしいですか。

— 「はい」の声 —

(部会長)

では、そういう形で進めさせていただきます。

分かれていただく前に、それぞれのご意見等々をお伺いしたいと思います。労側よろしいですか。

(労側委員)

はい。

(部会長)

使側よろしいですか。

(使側委員)

はい。

(部会長)

それでは、労使ご意見ございませんということですので、一旦、休会とさせていただきます。

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会議場へ集合 —

(部会長)

全体会議を再開させていただきます。

今日は労使双方に分かれていただき、金額検討をお願いしたのですが、金額のご提示には至っておりません。双方のご意見を伺ってそれぞれのご意見をお伝えさせていただき、意見と言いましても、現状の認識についてのお考えというようなことだったかと思います。

つきましては、合意にはもう少々お時間をかけてお話し合いをさせていただければというふうに判断をさせていただきました。

時間も想定の時間がまいましたので、今日のところは、これにて閉会させていただきますと思います。

冒頭にも申し上げましたように、部会は予備日を含め4回まで設定されていますが、一応4回目というのは予備日となってしまうので、次回の第3回で何とか結審を迎えることができないかなと。ただ、午前中でございますので、お昼に食い込むかもわかりませんが、是非、労使の皆様には、歩み寄っていただいたご議論を是非お願いをしたいというふうに思います。

次回は、10月12日（火）午前10時00分から、場所は本日と同じ地下共用会議室でございます。

参集をよろしくお願ひします。

本日はこれで終了させていただきます。お疲れ様でした。

（ 皆 ）

ありがとうございました。

以 上